

# 月刊中央会

兵庫県中小企業団体中央会 <https://www.chuokai.com>

2019 | September 第740号

2019年9月5日号 (毎月1回5日発行)

9



組合・中小企業を  
応援します!

月刊中央会

（オ）

兵庫県中小企業団体中央会時報第740号(2019年9月5日号)毎月1回5日発行  
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階  
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています) TEL(078)331-2045

## 中央会のお知らせ



### 第61回 中小企業団体兵庫県大会

開催日 令和元年11月12日(火) 場所 神戸ポートピアホテル

大型展示会出展支援企画 第四弾

## 春 インターナショナル ギフト・ショー 2020

2月5日(水) 10:00~18:00 ~ 7日(金) 10:00~17:00

会場 東京ビッグサイト (西・南・青海展示棟)

パーソナルギフト、生活雑貨の国際見本市としては日本最大の展示会に「兵庫県ブース」で共同出展しませんか? 「生活雑貨エリア」に出展予定。負担が少なく出展できるチャンスです!!

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ・生活日用品・アイデアグッズ    | ・アウトドア用品              |
| ・防災非常用品・防犯・交通安全用品 | ・工具セット・ソーイングセット       |
| ・石けん・シャンプー・洗剤等    | ・刃物・キッチン用品            |
| ・家電製品             | ・陶磁器・漆器・硝子器           |
| ・入浴剤・バスソルト        | ・その他 家庭日用品            |
|                   | ※兵庫県ブースでは「食品」を対象としません |

募集内容 【募集数】10社予定 (申込み多数の場合、厳正に審査・選定を行います) 【応募条件】  
①経営革新計画もしくは経営力向上計画の承認を得ている県内小規模事業者 (小規模事業者:従業員数が製造業その他は20人以下、商業・サービス業は5人以下)  
②上記事業計画の承認を得ている県内中小企業者 ※①を優先して採択します

経営革新計画及び経営力向上計画の承認が無い場合であっても2020年3月31日までに承認を得ることを条件に申込み可能です。中央会支援メニューにて計画策定をサポートいたします。

出展料 150,000円(税込)

中央会サイト: [兵庫県中央会 ギフトショー2020](https://www.chuokai.com/20190801094819.html) 検索  
お問い合わせ: 兵庫県中小企業団体中央会 担当 今橋 TEL 078-331-2045

・「兵庫県共同出展ブース」全体の大きさは7小間(42㎡=3m×2m×7小間)です。  
・1社あたり w130cm×d70cm×h80cmの展示台を1台用意する予定です。  
※詳細は説明会(日程調整中)を開催して説明します。  
・搬入、搬出、会期中の人員費等、各出展者にかかる費用については各自のご負担となります。

検定試験を受けて組合士になろう!!



12月 1 sun

|           |  |
|-----------|--|
| ● 受験資格    | 特になし (ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です)   |
| ● 試験科目    | 組合会計 組合制度 組合運営   |
| ● 試験日     | 令和元年12月1日(日)   |
| ● 試験地     | 札幌・青森・仙台・秋田・盛岡・さいたま・東京・長野・群馬・名古屋・大阪・和歌山・岡山・広島・山口・高松・徳島・長崎・大分・鹿児島・那覇            |
| ● 願書受付期間  | 令和元年9月2日(月)~10月15日(火)  |
| ● 受験料     | 5,000円 (一部科目免除者は3,000円)  |
| ● お問い合わせ先 | お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせください。 |

組合士 検索

主催/全国中小企業団体中央会  
後援/中小企業庁  
協力/都道府県中小企業団体中央会

お知らせ(新入職員のご紹介) 事業部 情報企画課 中橋 翔平(なかはし しょうへい) (2019年9月1日付) ~よろしくお願ひ致します~

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



地震・津波・水害などの自然災害も補償できる中小企業のための休業補償制度

「休業対応応援共済」

神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 4F TEL078-361-8080

## 特集

### 「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」の認定制度がスタートしました!!

■中央会事業  
第22回関西機械要素技術展 ~12社がグループ出展します~

■中央会事業(報告)  
◇第14回アグリフードEXPO東京2019開催!(報告)  
◇夏のビッグイベント2019開催!(報告)

■組合活動事例  
<特徴ある活動>  
水回りの安心・快適を追求、新たな発想で市民の生活インフラを守っていく!! (神戸市管工事業協同組合)

■情報レポート  
《概況》県内中小企業は、天候不順・海外経済の情勢など不安定要素の影響もあり、依然として厳しい状況が続く

■コラム  
—中小企業のための税務レポート—  
消費税・軽減税率対応について  
税理士法人コモンズ 代表社員 坂本 健一(税理士)

■お知らせ  
◇2019年度 健康づくりチャレンジ企業 支援のお知らせ  
◇平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」二次公募について

■中央会のお知らせ  
◇第61回中小企業団体兵庫県大会開催について  
◇インターナショナル春ギフト・ショー2020 グループ出展募集のお知らせ  
◇令和元年度 中小企業組合検定試験のお知らせ

防災・減災に取り組む中小企業を応援します！

「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」の認定制度がスタートしました!!

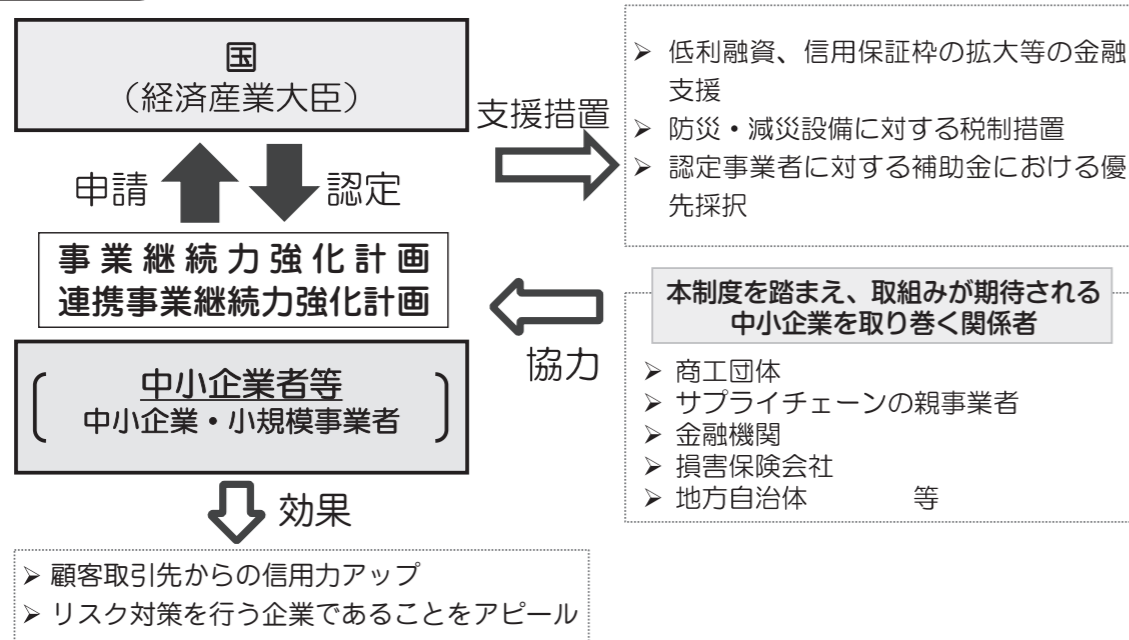
■ 概要 ■

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。こうした自然災害は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、中小企業庁は、中小企業の自然対策に対する事前対策(防災・減災対策)を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(以下、中小企業強靱化法という)」により7月16日に施行されました。中小企業庁では、本法に基づき防災・減災に取り組む中小企業が「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」を簡易に策定することができるよう様々な支援策を講じています。

◆ 認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、リスクを認識し、対策を計画している企業であることとアピールできるとともに税制優遇や補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

◆ し く み



◆ 計画について…

計画に記載する取組みは、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを計画に盛り込むこととなります。

◆ 「計画」認定に記載が必要な事項

ハザードマップ等を活用した自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定

発災時の初動対応手順(安否確認、被害の確認・発信手順等)策定

ヒト、モノ、カネ、情報、その他を災害から守るための具体的な対策と取組み

計画の推進体制。訓練、実施、計画の見直し等、取組みの実効性を確保する取組み

◆ 事業継続力計画 (イメージ) 目的の明確化/具体的な事前対策

| 目的の設定   | 情報のバックアップ   | 協力体制の構築   |
|---|---|---|
| <p>鋳型中子製造業</p> <p>従業員数：130名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とする。</li> <li>この目的を掲げたことは、従業員の定着率向上にも貢献。</li> </ul>                               | <p>機械製造業</p> <p>従業員数：12名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。</li> <li>遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。</li> </ul> | <p>プレス加工業</p> <p>従業員数：26名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。</li> <li>自社被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。</li> <li>費用等の負担も大きくなく、実効性を確保。</li> </ul> |
| 初動対応手順の設定   | 受電設備等の高所配置  | リスクファイナンスの取組み   |
| <p>研磨加工業</p> <p>従業員数：60名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、関係先との連絡網を構築するとともに、従業員の安否確認、復旧等の手順を定めている。</li> <li>水災により被害を受けたが、事前対策を講じていたため、目標どおり事業を再開。</li> </ul> | <p>生花店</p> <p>従業員数：5名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。</li> <li>豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。</li> </ul>             | <p>食品加工業</p> <p>従業員数：197名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険にあらかじめ加入。</li> <li>津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。</li> <li>安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。</li> </ul>  |

◆ 連携事業継続力強化計画 (イメージ)

i) サプライチェーンにおける垂直連携

- 親事業者へのサプライヤーが集まる協力会では、平時から、共同納入や金型保管などの協力を行っており、協力会としても、BCP策定を進めるとともに、代替生産先を検討。
- 親事業者は、協力会におけるBCPの取組状況をチェックリストなどで把握し、必要な助言等の支援を行っている。

ii) 組合等を通じた水平連携

- 遠隔地の組合間における自然災害に備えた連携体制の構築
- 2つの県の中央会が仲介して、両県の組合間で、連絡網を整備。被災時の応援や代替生産等を行うためのガイドラインを作成し、組合間の交流を実施。
- この取組みを横展開し、両県の他の組合間でも、同様の協定を締結。

iii) 地域における面的連携

- 地域にとって重要な工業団地における災害時連携の検討
- 大企業が実質的な核となり、工業団地内自治会に参加する大企業・中小企業が連携して、自然災害時を見据えた対応体制を検討(同工業団地は臨海部にあり、最悪の場合、孤立化するおそれあり)。
- 共同での避難訓練や、被災時の地方自治体との連絡体制の構築などを行うとともに、道路啓開や救護所運営のための体制構築についても、地方自治体と検討中。

計画の申請様式・手引き

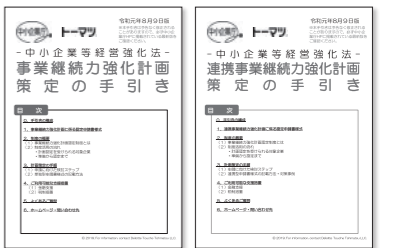
- (申請書様式)  
サイト：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#seido>
- (事業継続力強化計画策定の手引き)  
サイト：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190809kyokatebiki.pdf>
- (連携事業継続力強化計画策定の手引き)  
サイト：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190809renkeitebiki.pdf>

<問い合わせ先>

●中小企業庁 事業環境部経営安定対策室 03-3501-0459 ●近畿経済産業局 産業部中小企業課 06-6966-6023

<認定ロゴマークについて>

中小企業強靱化法に基づく「事業継続力強化計画」または、「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた場合、もしくは本制度の周知等にご協力いただける機関において、使用すること



# 第22回 関西機械要素技術展

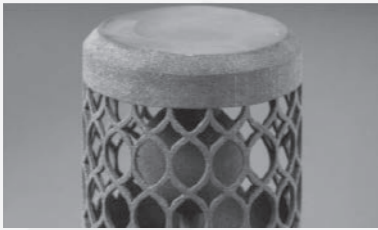
西日本最大級! 1,350社が出展

10月2日(水)~10月4日(金) 10:00~18:00 (4日(金)のみ 17:00終了)  
会場: インテックス大阪

中央会グループから12社が出展いたします。

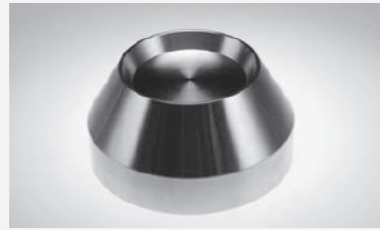
## 伊福精密(株)

「あらゆる金属加工の駆け込み寺」



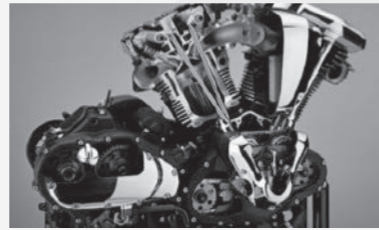
## (株)大進精機

「難加工材・難加工形状の加工」



## (株)イデア

「〜ご存知ですか〜開発を支える試作のこと」



## 日新産業(株)

「摩耗に強い鉄板HARDOXで耐久性向上!」



## タカヤマ(株)

「精密ゴム成形、接着加工成形」



## (株)大智鍛造所

「新規立上げ鍛造品を3週間で納入」



## (株)大野社

「フッ素樹脂が得意なシール材メーカー!!」



## 日本精機宝石工業(株)

「Diamondで磨く・削る・測るそして奏でる」



## (株)アトリエケー

「体への負担が20%軽減」



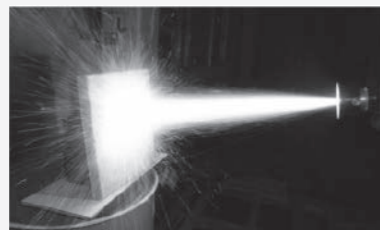
## (株)中橋製作所

「刃物開発×コンサルティング」



## (株)澤村溶射センター

「究極のアーケ溶射」



## (株)藤原

「アルミ鑄造の一貫生産」



<お問合せ: 兵庫県中小企業団体中央会 事業部 情報企画課 担当: 今橋 電話078-331-2045>

# 第14回 アグリフードEXPO東京2019 開催!

報告

8月21日(水) 22日(木)の2日間、日本政策金融公庫主催のもと東京ビッグサイトにて「アグリフードEXPO東京2019」が開催されました。当会が事務局を務めた兵庫県ブースからは(株)浜田屋本店、(株)善太、(株)キャセリンハウス、(株)NOUEN、但馬アグリファーム、水気耕トマト、三谷、雷鳳、やくの麺業(株)、(有)みたけの里舎、(株)ささ宮農竹原物産(株)、丹波乳業(株)の計12事業者が出展しました。



展示会出展までの準備段階では、展示方法や商談方法をテーマとしたワールドカフェを出展者向けに開催し、交流を深めながら展示方法や試食の提供等についての情報交換を行いました。



2日間で11,831名の来場者があった会場の中で兵庫県ブースでは、出展者同士でバイヤーを紹介し合う等の相互の協力から終日賑わいを見せ、出展者は多数のバイヤーと名刺交換や商談を行うことができました。

<中央会担当 今橋>

# 夏のビッグイベント2019 開催!

報告

令和元年8月29日(木)ホテルオークラ神戸において、兵庫県下の4団体(兵庫県中小企業団体中央会、(公社)兵庫工業会、(公財)ひょうご産業活性化センター及び(一社)関西ニュービジネス協議会)の連携事業である「夏のビッグイベント2019」を開催しました。



講演(講師 岩崎氏)

第1部の分科会は、兵庫県中小企業団体中央会、日本政策金融公庫、兵庫県信用組合、兵庫県信用保証協会の共催セミナーとして、神戸学院大学 全学教育推進機構の岩崎飛鳥氏を講師に迎え「ダイバーシティを経営の強みにする令和時代の人材戦略」



対談発表(岩崎氏と武弘氏)

をテーマに中小企業における女性人材の定着・活躍についてご講演いただきました。また、女性人材ならではの強みを活かした成長企業として、トキトレーディング株式会社(三田市)の代表取締役 武弘幸子氏に事例発表をしていただきました。対談形式で理論と具体例を交えて聞くことができたので分かりやすかったと好評でした。

第2部の基調講演では、早稲田大学ビジネススクールの平野正雄教授を講師に迎え、「経営の進路〜新時代に日本企業が目指すべきもの〜」をテーマにご講演いただきました。



乾杯あいさつ  
兵庫県中小企業団体中央会  
中村会長

講演終了後の懇親会では、兵庫県中小企業団体中央会の中村孝会長が乾杯の発声を行い、参加者同士が交流を回り、盛況のうちに終了しました。

<中央会担当 佐藤>

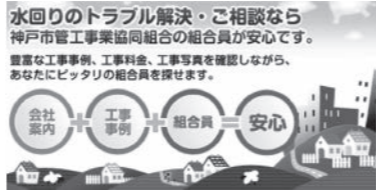
様々な情報に 括弧すべし <特徴ある活動> 水回りの安心・快適を追求、新たな発想で市民の生活インフラを守っていく!!

<組合の概要>

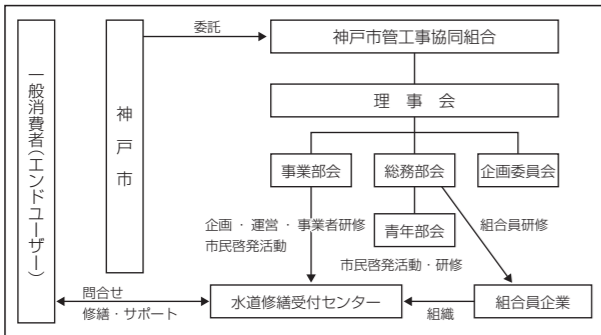
|      |                              |      |                        |
|------|------------------------------|------|------------------------|
| 組合名  | 神戸市管工事業協同組合                  | 業種   | 管工事業                   |
| 住所   | (〒652-0047) 神戸市兵庫区下沢通3丁目4-25 | 組合員数 | 104人                   |
|      |                              | 出資金  | 160,160千円              |
| 電話番号 | 078-575-0961                 | URL  | http://www.mizu.or.jp/ |

chapter1 神戸市民の「水回りの安心と快適さ」を守るため「水道修繕受付センター」を開設!

同組合は、神戸市民の「水回りの快適性」を守る水道屋さんとして満足いただけるサービスを提供している。その一方、これまで悪徳業者と呼ばれる水道業者に騙され、高額な修理費用を請求されるケースが後を絶たず組合としても悪徳業者対策に力を入れていた。そんな時「市民にとって安心安全な水道行政の運営を目指す」神戸市が適切な価格で対応できる「水道修繕受付センター」を開設することなどをきっかけに組合で業務を受託し取り組むことになった。



chapter2 「信頼される神戸市指定業者のプロ集団」として安心・丁寧な修繕業務が担当できるよう組合認定制度を整備!



センター業務受託の体制準備において「信頼される神戸市指定業者のプロ集団」として安心・丁寧な修繕業務が担当できるよう組合認定制度を整備した。まず水道修繕受付センターの修理業務を受託したい組合員を募集。志望組合員は組合で精査し適正と判断されれば組合から認定を受けられる制度とした。(現在30社が認定事業者)。また受付スタッフ等の人材採用を行うなど、神戸市より水道修繕受付センター業務を受注、運営をスタート。365日24時間体制で水回りの修理受付、修理業者の手配・修理まで行っている。その後も技術の研鑽、「ビジネス電話対応研修」等様々な研修を実施しサービス品質の向上に努め、水道修繕受付センター業務の充実を図ってきた。

初年度は電話受付件数3,259件、その内修繕出動件数1,110件であったが、前年度は電話受付件数16,521件、その内修繕出動件数5,562件と増加しており、水道修繕受付センターの認知度は年々確実に向上している。水道修繕受付センターを利用した顧客からクレームがゼロという状態ではないが、ほとんどの顧客に満足いただけるサービスを提供できていると自負している。

chapter3 センター業務の受注、運営をきっかけに新たな発想のもと市民生活向上に向けた活動を精力的に実施!

市民が悪徳業者に騙される等のトラブルに巻き込まれないよう、積極的に啓蒙活動を実施。神戸市指定業者である組合PR活動や市民啓蒙活動としては、組合員が講師となって簡易な器具の修理方法、節水、省エネ対策、悪徳業者に騙されない方法等説明する「すまいるネット共催セミナー」を開催し、好評を得ている。



さらに、組合活動は地域内だけには留まらない。昨今、日本全国各地で天災が頻発している。当組合は阪神・淡路大震災の経験を活かし、被災地を支援したり、災害への備え・災害時の対応方法を教授したりしている。その活動を通して経験・ノウハウを見える化して、「マニュアル」にまとめる必要性があると感じていた。平成28年度より中央会の支援を受け、マニュアル作成(事業継続計画(BCP)策定)に向け取り組んでいる。

chapter4 認定事業者のスキルアップに加え認定事業者を増やす!

本事業は市や市民の方々から評価を得て、神戸市指定業者として事業を継続することになった。しかしまだまだ組合や水道修繕受付センターの知名度は低く、全ての神戸市民の水回りの安心と快適さを守っている状況ではない。さらに知名度を上げていくと同時に、スキルアップを図っていかねばならない。そのためには既存の認定事業者のスキルアップはもちろん現在30社である認定事業者を増やしていくことも必要である。



また新たな事業を発掘していくことも課題である。そのためには業界内の常識にとらわれない新しい発想が必要である。賛助会員や他団体とともに、水を使う楽しさと生活インフラとしての大切さを追求していきたい。その先に新たな事業の可能性が見えてくることを期待する。

情報レポート 2019年8月10日集計

概況 県内中小企業は、天候不順・海外経済の情勢など不安定要素の影響もあり、依然として厳しい状況が続く

内閣府が7月23日に公表した月例経済報告で、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。一方、県内中小企業では、前年同月比で景況は悪化し、売上は改善、収益・資金ともに悪化し、前月比では景況が横ばい、売上は改善し、収益・資金ともに悪化した。慢性的な人手不足に加え、米中貿易摩擦など海外経済の影響に関する声も多く聴かれ、県内中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

| 項目   | 景況   | 売上   | 収益   | 資金   |
|------|------|------|------|------|
| 製造業  | -49% | -24% | -30% | -22% |
| 非製造業 | -38% | -19% | -24% | -19% |
| 総合   | -43% | -22% | -27% | -20% |



業界の声

製造業 食品

関東エリアを中心に冷夏が続く、単月で見ると30年ぶりに低水準の結果であった。6月末までは出荷も順調で7月に落ち込み、一気に前年実績マイナスへと急変した状況である。

化学・ゴム

例年7月頃から秋・冬物の注文が入り始め生産を開始する時期であるが、昨年あたりから発注時期が遅くなってきている。しかし納期は決まっており、材料の発注や生産工程に支障をきたしている。

鉄鋼・金属

海外大口受注案件が有るが国内の大口案件が無いため生産台数・売上高は減少する。夏季休暇により稼働日数が少ないため生産台数の割には生産負荷は高くなる。

一般機器

ここにきて、受注にブレーキがかかっている感じ。また、人材不足も影響しているのか、景気が少し下向きになっている様子。

電機機器

国内自動車販売は2ヶ月ぶりにプラスとなった。10月からの消費税増税の駆け込み需要の動きはまだない。米国の自動車販売はSUV車とピックアップトラックが堅調であるが乗用車の販売低迷が続いている。また、中国市場も米中貿易摩擦の影響を受け、販売低迷のままである。

輸送機器

前月の売上よりは多少改善されたが、明るい材料の兆しはなく厳しい状況が継続すると見込んでいるものの、今後多少の好転を期待したい。

非製造業 卸売業

クーラーの売れ行きが猛暑到来で少し好転したが今後、暑さがどれくらい続くか予測できない。猛暑を期待している。8月は長期夏休みの為、売上が心配である。本組合は重点施策「成長拡大戦略と安定戦略」作成し販路努力中。

小売業

今年度は、連続してチビッコ向けイベントを実施し、ご家族連れの来館が増え、今後のイベント方法を再考するよい機会になったと思う。昨年と比較すると、大雨、台風もなく穏やかに大きく売上を損なう要因は見当たらない。

商店街

天候の不順な日も多く、売上高は良くなかった。夏祭りイベントも残念ながら雨の中、不調に終わった。猛暑に向けて季節商品で対処して売上に期待したい。

サービス業

7月の新車販売台数は、前年同月比4.1%増の45万9,456台となり2ヶ月連続プラスとなった。

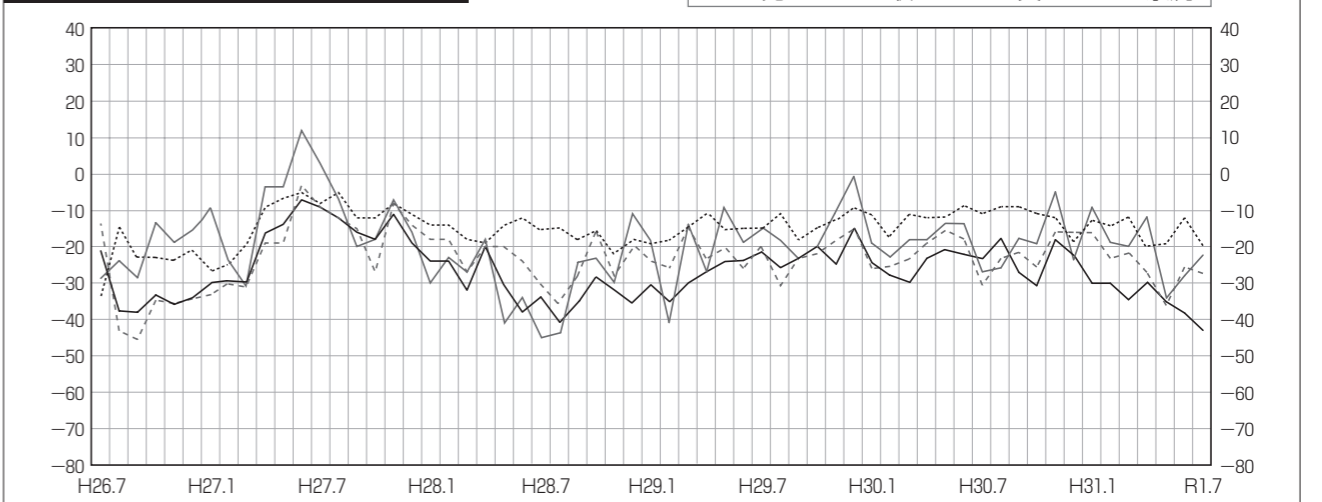
運輸業

7月後半になってようやく忙しくなったが、トータルでは過去最低の取引高となった。7月後半の勢いを8月に繋げていきたいところであるが、製造業が長い夏休みとなるのであまり多くを期待できない。ただし、盆休み前後は、かなりの貨物量が発生する見込みなので、一気にトラック不足(ドライバー不足)になることが懸念される。

その他

今月から夏休みに入り、パートタイマーの雇用の安定化が問題になる。毎年のことではあるが、この時期の不安定さは、年々厳しくなっていると感じる。

景気動向(前年同月比)の推移 DI図



## 中小企業のための 税務レポート



# 消費税・軽減税率対応について

税理士法人コモンズ 代表社員 坂本 健一 (税理士)

## 1. 制度の概要

令和元年10月1日を施行日とする消費税率10%への引上げに伴い、軽減税率(8%)を適用することとなりました。軽減税率を導入することにより、消費者のライフスタイルはもちろん、小売サービス業・飲食業の店舗運営も大きく変わることになります。

軽減税率は、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡と、週2回以上発行される定期購読の新聞が該当します。特に食料品については、外食や相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うケータリングは軽減税率の対象とならず、正確な経理処理を行う為には、軽減税率制度を正しく理解しておく必要があります。

### ① 飲食料品と一体資産

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。なお一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体と

なっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額に占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

### ② 新聞等

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)をいいます。政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載した新聞・業界紙であっても「週1回」「月1回」しか発行されない場合は、軽減税率の対象外となります。最近では、スマートフォンやタブレットが普及してきたことから、各社とも「電子版の新聞」を提供するようになりましたが、電子版の新聞には軽減税率が適用されません。またコンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。

## 2. 実務対応(請求書の様式とシステム改修)

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。つまり、従来の請求書の記載事項に加え、「軽減税率の対象品目である旨」および「税率ごとに区分して合計した対価の額」の2点の追加記載が求められます。

### 《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

| 期 間  | 帳簿への記載事項   | 請求書等への記載事項  |
|--|--|---|
| 令和元年9月30日まで<br>【請求書等保存方式】                    | ①課税仕入れの相手方の氏名<br>又は名称<br>②取引年月日<br>③取引の内容<br>④対価の額 | ①請求書発行者の氏名又は名称<br>②取引年月日<br>③取引の内容<br>④対価の額<br>⑤請求書受領者の氏名又は名称 |
| 令和元年10月1日から<br>令和5年9月30日まで<br>【区分記載請求書等保存方式】 | (上記に加え)<br>⑤軽減税率対象品目である旨                           | (上記に加え)<br>⑥軽減税率対象品目である旨<br>⑦税率の異なるごとに合計した<br>税込金額            |

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の小額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。  
2 仕入先からの交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

(国税庁資料による)

「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

- 発行者の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引の内容
- 対価の額
- 受領者の氏名又は名称
- (追加)軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)
- (追加)税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「※」印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。また、新たに追加された2項目の記載がない請求書を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて請求書に追記することができます。

### 《区分記載請求書》

| 請 求 書                |         |                |
|----------------------|---------|----------------|
| ●●●御中                |         |                |
| 令和元年11月分 21,800円(税込) |         |                |
| 11月1日                | 牛肉4kg ※ | 5,400円         |
| 11月8日                | 割り箸5組   | 5,500円         |
|                      | ⋮       |                |
|                      | ⋮       |                |
|                      | 合計      | 21,800円        |
|                      |         | (10%対象11,000円) |
|                      |         | (8%対象10,800円)  |
| ◆◆株式会社               |         |                |
| ※は軽減税率(8%)対象商品       |         |                |

今後、消費税率の引き上げと軽減税率の導入に伴い、常時「標準税率10%」、「軽減税率8%」と異なる

税率が発生します。そのため、会計システムのみならず、販売管理システムなど、消費税に関連するすべてのシステムにおいて、プログラムの変更などの対応が必要になります。

自社の販売商品の中に、軽減税率対象品目があるかどうかの確認をし、該当する品目を販売する場合は、請求書や納品書などの記載事項に、対象品目の表示と税率区分ごとの合計額の表示が義務づけられるので、レジや受発注システムで表示変更が必要になります。また、自社の軽減税率対象品目の購入状況を確認し、どの勘定科目で、どの程度取引が発生しているかを把握しておきましょう。

### 確認事項

- 影響が生じる事務の洗い出し、業務手順の見直し
- 区分記載請求書への対応
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修
- 会計システムや受発注システム等の導入・改修・入替

### プロフィール Profile

〈会社名〉税理士法人コモンズ  
〈所在地〉〒540-0038  
大阪市中央区内淡路町3丁目2番15-403  
〈電話〉06-6224-3050  
〈FAX〉06-6224-3055  
〈サイト〉<https://e-tax24.jp/overview.html>  
〈資格〉  
税理士:近畿税理士会東支部 No.114151  
〈経歴〉



坂本 健一

- 1972年 大阪府生まれ
- 大阪府立大学大学院経済学研究科修了
- 阪奈信用金庫(現:大阪シティ信用金庫)に勤務融資業務を6年間担当し中小企業金融について学ぶ
- 税理士事務所にて実務を習得
- 2010年 税理士法人コモンズの代表社員に就任

## 新型定期預金

# マイナーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



●神戸市役所南側西入る  
**神戸支店**  
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111  
☎078(391)7541


●市民会館東隣  
**姫路支店**  
〒670-0015 姫路市総社本町111  
☎079(223)8431

●労働福祉会館前  
**尼崎支店**  
〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8  
☎06(6481)7501

【お知らせ】

## 2019年度 健康づくりチャレンジ企業 支援のお知らせ

兵庫県では、従業員・職員や家族の健康づくりに取り組む企業・団体を「健康づくりチャレンジ企業」として登録し、働き盛り世代の健康づくりを推進・支援しています。

|   |  |
|---|--|
| <p><b>健康教室等開催費補助金</b></p> <p>従業員・職員の健康づくりに効果的な健康教室や講演会等の開催に対し、補助します。</p> <p>①対象事業の例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)がん検診や特定健診の受診促進に向けた講演</li> <li>2)食生活改善のための講演</li> <li>3)運動教室の開催</li> <li>4)歯科健診・保健指導の実施等</li> <li>5)社員食堂メニューのカロリー・塩分表示等</li> </ol> <p>②補助金額：上限10万円/年(消費税相当額を除く)</p> <p>③対象経費：講師等謝金・旅費、会場賃借料など</p> | <p><b>メンタルヘルス改善に対する支援</b></p> <p>メンタルヘルスの専門家が各企業・団体を訪問し、管理監督職や従業員に向けた研修・相談等を無料で実施します。</p> <p>①研修内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)管理監督職向け研修</li> <li>2)従業員向け研修</li> <li>3)フォローアップ研修(過去に実施の企業・団体のみ)</li> </ol> <p>②費用：無料</p> <p>③派遣の流れ：県が委託した専門機関から専門家を各企業・団体に派遣します。</p>  |
| <p><b>がん検診受診費補助金</b></p> <p>がん(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん)の早期発見・治療に向け、各検診受診費の全部、または一部を補助します。</p> <p>①補助対象者：従業員数が300人以下の中小企業</p> <p>②補助額：自己負担相当額(各検診とも上限2,000円)</p> <p>③対象経費：従業員及びその被扶養者が受診した費用</p> <p>④対象年齢：胃がん検診(50歳以上)、肺がん・大腸がん・乳がん検診(40歳以上)、子宮頸がん検診(20歳以上)</p>   | <p><b>健康管理機器等の整備費補助金</b></p> <p>従業員・職員の健康づくりの環境を整備することを目的に、健康管理機器等の購入費の一部を補助します。</p> <p>①補助対象経費：健康管理機器、健康づくり機器の購入費</p> <p>②補助額：補助対象経費の1月2日相当額(1事業所につき100万円が上限)</p>   |
| <p><b>歯科健診受診費補助金</b></p> <p>歯科健診(医療保険が適用されないもの)の受診促進のため、健診費の全部、または一部を補助します。</p> <p>①補助対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)健康づくりチャレンジ企業に登録した事業</li> <li>2)中小企業(常時雇用する従業員が100人以下のもの)</li> </ol> <p>②対象経費：従業員及びその被扶養者が受診した歯科健診(医療保険が適用されないもの)の自己負担額</p> <p>③補助額：自己負担相当額(上限2,000円)</p>                                   | <p><b>その他の補助金</b></p> <p>○研修会、検診等への専門スタッフの派遣</p> <p>○健康づくり推進サポート企業による応援</p> <p>○骨髄ドナー確保等活動支援金等の支援メニューがございます</p> <p>健康づくりチャレンジ企業にご登録ください。「健康づくりチャレンジ企業」に登録すると…様々な支援がご利用いただけます。なお、兵庫県下の事業所が登録対象です。</p> <p><a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/kenkou_challenge.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/kenkou_challenge.html</a></p> |

お問合せ先：部署名：健康福祉部健康局健康増進課 電話：078-362-9127/FAX：078-362-3913  
 サイト：[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/challenge\\_kigyos.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/challenge_kigyos.html)

## 信用保証のご案内

### キャンペーン 継続実施中!



- 創業支援** 「創業関連保証」「創業等関連保証」をご利用される方の保証料率を40%割引!!!
- チャレンジ支援** 上記のうち、女性、若者、シニアの方は保証料率を50%割引!!!
- 再チャレンジ支援** 「再挑戦支援保証」をご利用される方は保証料率を40%割引!!!その内、女性、若者、シニアの方は保証料率を50%割引!!!
- 地域活力向上支援** 当協会の保証商品「ふるさと」をご利用される場合、保証料率を平均25%割引!!!
- 地域活性化支援** ①当協会の保証付融資の残高がない方が「スタートライン」を利用される場合、保証料率を平均20%割引!!!
- ②当協会の保証付融資の残高がない方が「スタートラインS」を利用される場合、スピーディな審査で対応!!!
- 新事業展開支援** 法に基づき事業計画の認定を受けた方が各種特例保証をご利用される場合、保証料率を約15%割引!!!
- NPO法人支援** NPO法人の皆様は事業展開を支援!!!



**兵庫県信用保証協会**  
 CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195  
 神戸市中央区浪花町62番地の1  
 TEL.078-393-3900(代表)

【お知らせ】

兵庫県内の中小企業・小規模事業者の皆さまへ

## 平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」二次公募について

### ◆◆事業概要◆◆

- 事業の目的** 足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者等の設備投資等の一部を支援します。
- 対象要件** 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
  - ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3年～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 公募期間** 応募締切：2019年9月20日(金) 15時 (今回の公募については、10月末を目途に採択公表を行う予定です。)
- 申請方法** 本公募は、「ミラサポ(<https://www.mirasapo.jp/>)」中小企業庁が開設した支援ポータルサイト会員ページ内に設けられるものづくり補助金電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)を使用して、電子申請を行った場合のみ受付となります(1事業者につき、1申請のみ)。
- 公募要領** 兵庫県中央会HP上(<http://www.chuokai.com/>)で公開しています。応募申請書を提出する前に必ず一読ください。

| 対象類型<br>事業類型注1) | 【革新的サービス】  | 【ものづくり技術】                               |
|-----------------|--|---|
| 一般型             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：100万円～1,000万円</li> <li>・補助率：1/2以内(※1)</li> <li>※1「先端設備等導入計画」や「経営革新計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。</li> <li>・設備投資(注2)：必要</li> <li>・補助対象経費(注3)：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</li> </ul>  |   |
| 設備投資のみ          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：100万円～500万円、</li> <li>・補助率：1/2以内(※1 ※2)</li> <li>※1「先端設備等導入計画」や「経営革新計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。</li> <li>※2小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率は2/3以内。</li> <li>・設備投資(注2)：必要</li> <li>・補助対象経費(注3)：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費</li> </ul>                                    | ※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能 |
| 小規模型            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助上限額：100万円～500万円、</li> <li>・補助率：1/2以内(※1※2)</li> <li>※1「先端設備等導入計画」や「経営革新計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。</li> <li>※2小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率は2/3以内。</li> <li>・設備投資(注2)：可能(必須ではない)</li> <li>・補助対象経費(注3)：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費</li> </ul> |   |

注1.採択後の対象類型、事業類型また、小規模型における「設備投資のみ」と「試作開発等」間の変更はできませんのでご注意ください。(様式1<事業類型等の内容>で選択した類型は変更できません。)

注2.設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等)及び専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上を計上するものを指します。なお、共同で申請を行う場合は、共同申請の事業者それぞれが設備投資をする必要があります。

注3.設置場所の整備工事や基礎工事については、補助対象経費として認めておりません。また、「一般型」は、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円(税抜き)までを補助上限額とします。

お問合せ：兵庫県中小企業団体中央会 兵庫県地域事務局 TEL 078-351-6215